

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南城市長 古謝 景春

市町村名 (市町村コード)	南城市 (47215)
地域名 (地域内農業集落名)	知念地区 (集落：志喜屋、山里、具志堅、知念、吉富、久手堅、安座真、知名、海野、久原、久高)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月27日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

知念地区は、農村から形成される地域であり、沖縄民族の発祥の地と知られ、神話の島としても有名な久高島や、平成12年に世界文化遺産に登録された斎場御嶽など、多くの歴史文化財が分布している。農地において平坦部は、土地改良事業等の整備はほぼ完了している。知念地区は、他の地区と比べて比較的水が豊富なところもあり、拠点品目（サヤインゲン、ゴーヤ、薬用植物、オクラ、マンゴー）の他にクレソンの産地として知られている地域である。また、志喜屋漁港や海野漁港もあることから漁業が盛んな地域である。

高齢農家が多く、兼業農家も多い。地区全体で高齢化が進行しており、10年後には農地の約半数が75歳以上となる。今後は、土地改良事業の完了地区において、農業用水の安定確保を図り、併せて冠水被害解消のため、農業用排水施設の整備を行い、生産性の向上と地域農業の持続的発展を図る必要がある。担い手の高齢化地域全体で斜面地が多く、1筆が小さいためまとまった農地利用が困難である。農地の利用活性化のためには、農地の集積化が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

この地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	141 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	141 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及び土地改良区内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、認定農業者と認定新規就農者に農地を集積すると同時に、中心経営体になりうる担い手または新たな中心経営体による農地の集約を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
高齢化や耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地バンクの機能の活用を農地所有者に働きかけ、担い手への集約を今後も進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
既に取り組むべき農地の面整備については、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。今後は、かんがい排水事業等の整備を計画的に推進していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
持続可能な経営体となるよう担い手の育成を図るために、南城市及びJA等の関係機関と連携しながら相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ検討していない。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

飼料代の高騰により経営に影響を受けている畜産農家に対する支援策として、飼料用さとうきびの栽培を促進推奨する。